

農林水産政策の新たな展開方向

令和2年12月15日



「農林水産業・地域の活力創造プラン」の主な改訂事項

プランの構成

1. 国外の需要をさらに取り込むための農林水産物・食品の輸出促進
2. 6次産業化等の推進
3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進
6. 更なる農業の競争力強化のための改革
7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
8. 農業の生産基盤強化のための新たな政策展開
9. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理
10. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化
11. 東日本大震災からの復旧・復興
12. ポストコロナに向けた農林水産政策の強化
(新規追加)

第1章を輸出促進
の章として独立

今回の主な改訂事項

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

※ 新たに策定

- 2030年輸出額5兆円目標の達成に向け、以下を内容とする新たな戦略を決定
 - ①品目別の具体的目標を設定
 - ②マーケットインの発想でチャレンジする者を後押し
 - ③政府一体として輸出の障害を克服するための対応を強化

「みどりの食料システム戦略」の策定・実践

- 2050年カーボンニュートラルの実現や国際的なルールメイキングへの積極的関与も含めた「みどりの食料システム戦略」（食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現）を令和3年5月までに策定

人口減少等に対応した関連施策の見直し

- 本格化する人口減少を踏まえ、ポストコロナに向け、
 - ① 各地域において農業経営を行う人の確保、農地の適切な利用の促進に向けた関連施策
 - ② 農山漁村での所得と雇用機会の確保、多様な農地利用等のための施策について検討し、令和3年6月までに取りまとめ

その他の政策改革

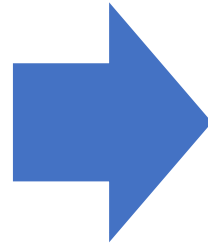
- ポストコロナ時代における食料安全保障の強化
- 先端技術などを活用するスマート農林水産業を支える新たなサービス事業者等を支援する枠組みの構築
- 農山漁村発イノベーションの推進のための環境整備
- 農林水産業・食品産業のDXの推進（令和4年度までに農水省所管行政手続100%オンライン化等）

グリーン化・新たな人の流れ・規制改革・デジタル化にも対応

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の概要

戦略の趣旨

- ・ 2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成には、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産・販売する（＝「マーケットイン」）体制整備が不可欠



- マーケットインで輸出に取り組む体制を整備するため、
 - ・ 速やかに実行するもの
 - ・ 令和3年夏までに方向を決定し、実行するものを実行戦略として取りまとめ

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に活かす品目別の具体的目標を設定

- ①輸出重点品目(27品目)と輸出目標の設定
- ②重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③品目団体の組織化と海外における国の支援体制の整備

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押し

- ①リスクを取って輸出に取り組む事業者へのリスクマネーの供給を後押し
- ②専門的・継続的に輸出に取り組む「輸出産地」を具体化、輸出産地形成を重点的に支援
- ③大ロット・高品質・効率的な輸物流の構築のため、港湾等の利活用、輸物流拠点の整備等

3. 省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服

- ①輸出本部の下、政府一体となった規制の緩和・撤廃の取組
- ②輸出先国の規制やニーズに対応したHACCP施設等の整備目標の設定、目標達成に向けた認定迅速化
- ③日本の強みを守るための知的財産の流出防止対策の強化等

4. 国の組織体制の強化

農林水産省に「輸出・国際局」（仮称）を設置し、政府全体の司令塔組織である農林水産物・食品輸出本部の運用等を通じて、同局を中心として、輸出関連施策を政府一体となって実施する。

農山漁村発イノベーションの推進

- 農山漁村に人を呼び込むためには、**所得と雇用機会の確保**が不可欠。
- 農山漁村を舞台とした「**農山漁村発イノベーション**」（活用可能な**地域資源**を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組）により新たなビジネス展開を促進。
- 農山漁村発イノベーションに取り組む人材確保のため、**事業創出に取り組む者の育成**や**関係人口の創出・拡大**を推進。

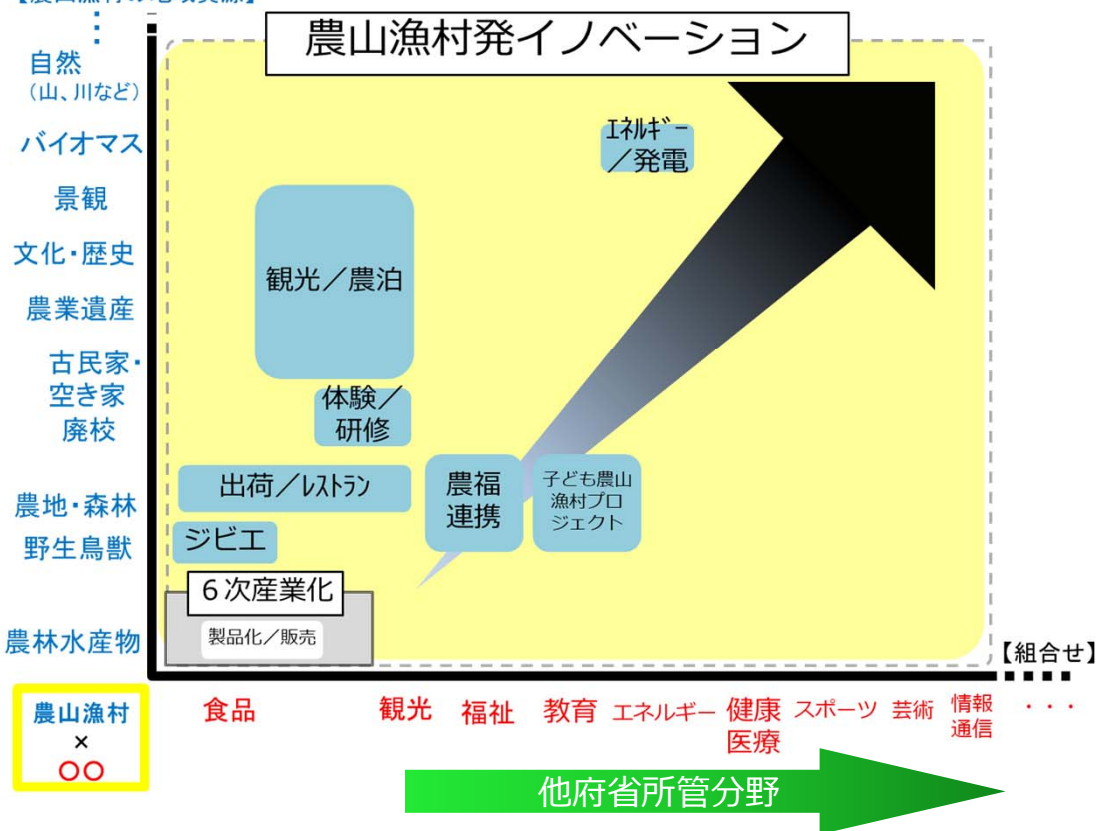
【課題】

- **対象地域資源**や他分野との**組合せの範囲が限定**
- **一次産業起点の取組**に限定

【対応】

- 農山漁村の**あらゆる地域資源**を**フル活用**した取組を支援
- 他産業起点の取組など**他分野との連携**を一層促進

【農山漁村の地域資源】



＜支援の方向性＞

【事業創出に取り組む者を育成】

資金：投資の促進

- 農山漁村発イノベーションに取り組む**事業体に対する投資を促進するための法制度を整備**

情報：農山漁村発イノベーションプラットフォーム

- **ディスカバー農山漁村の宝**選定地区のビジネスや地域づくりの知恵の共有
- **起業家間の情報交換**によるビジネスプランの磨き上げ

環境：情報通信環境の整備

- 農山漁村発イノベーションによるビジネス展開等に不可欠な、デジタル環境を整備

【農山漁村関係人口の創出・拡大】

- 特定地域づくり事業協同組合等も活用し、**都会の若者等を呼び込み**

関係府省との連携（総務省、国交省等）

農山漁村発イノベーションの推進により、農山漁村に所得と雇用機会を確保！

農山漁村発イノベーションの事例

コウノトリと共生する地域づくり（兵庫県豊岡市） 【農山漁村 × 生物多様性】

コウノトリの野生復帰に向けた取組を、農業や観光業等と結びつけて実施

【主な取組】

- 農薬に頼らず、生き物を育む農法を実施し農産物をブランド化。
- コウノトリも含め豊岡市に関心を持ってもらうため、地域貢献型のコウノトリ・ツーリズムを実施。



【実績】

- 「コウノトリ育むお米」の売上高は試験放鳥から10年間で2,200万円から3億5,000万円に増加。
- 市立コウノトリ文化館の来場者数は放鳥前の約12万人から約30万人に増加。



伝統的な農作物を障害者の手で生産（京都府京田辺市） 【農山漁村 × 福祉】

宇治茶の手摘みやエビイモの手堀りなど、障害者の手作業により、高品質な京都の伝統的農作物を生産。

【主な取組】

- 収穫した農産物を加工し、濃茶大福などの加工品を製造。
- コミュニティカフェを併設し、自社で生産した農作物を材料としたランチを提供。



【実績】

- 京都府により農福連携の推進拠点として指定。
- ノウフクJASの第1号認証を取得。
- コミュニティカフェは最大80人/日を超える来客となり、地域の交流の場に。



遊休施設の利用拡大による地域活性化（宮城県蔵王町） 【農山漁村 × 観光】

新たな宿泊観光のニーズを取り込むため、遊休化した別荘を民泊等に活用。

【主な取組】

- 地域内の空き別荘15棟を民泊等に利活用。
- ワークेशनが可能な施設を整備。



【実績】

- H29から民泊等を15棟で開始し、年間利用者数8,500人泊（R元年度）を達成。
- コロナ禍でもワークेशनとして、今年4～8月に6組340人泊を受入れ。



料理を彩る葉っぱビジネス（徳島県上勝町） 【農山漁村 × 飲食業】

ITシステムを活用して料理を彩る葉っぱを出荷。女性や高齢者が活躍。

【主な取組】

- 日本料理を彩るつまものを栽培・出荷・販売。
- IT技術の活用により、最新の発注情報を確認しながらの作業を可能に。



【実績】

- つまものの販売による年商は2億6000万円。
- 寝たきりの高齢者が減少。
- 町が有名になり観光客が増加。映画も作成。



先端技術を活用した新たなサービスを多角的に支援する枠組みの構築

- 新たな技術・サービスで農林漁業・食品産業をサポートする事業者は、その事業リスク等により、発想・構想段階から研究開発、事業拡大に至るまでのチャレンジに必要なサポートを十分受けられていない状況。
- スタートアップ、中小企業など関連事業者に対して、事業段階ごとのニーズに応じた多角的な支援の枠組みを構築。

農林漁業を支える新たな技術・サービス

inaho(株)



自動収穫ロボットを無償レンタルし、収穫量に応じた利用料が発生するサービス事業を展開

コネクテッドロボティクス(株)



ディープラーニングを活用して人間のように調理可能な調理ロボットサービスを提供

(株)オプティム



ドローンの自動飛行やAI等により、害虫にピンポイントで農薬を散布し、減農薬の農産物として高付加価値化

ウミトン(株)



養殖現場で生簀の遠隔エサやりを可能とするスマート給餌機を提供

課題と対応方向

- 基礎研究の成果を事業化に結びつけるための切れ目ない支援が必要。



- 特に、スタートアップは自己資本が弱く、対外的信用力が弱いことから、資金の調達方法や調達先が限定的。



- また、事業拡大時に、農林漁業を技術等で支える事業者は、制度資金の受けられない等の場合もあることから、新たな融資制度が必要。



- 農業者と異なり、農業機械のシェアリング等を行う事業者に対しては、立ち上げ時に必要な取組を支援する補助メニューがない。



人口減少等に対応した人・農地など関連施策の見直し

我が国において**少子高齢化・人口減少の本格化**が不可避

特に、高齢化が著しく進んでいる**地方の農業現場に深刻な影響**を及ぼす懸念

今後、輸出促進等を通じて農業が**成長産業**として発展していくためには、**農業生産基盤を強化**する必要

2021年6月までに次の観点から人・農地など関連する施策の在り方について検討し、その結果を取りまとめる。

① 各地域において農業経営を行う**人の確保と農地の適切な利用**を促進する

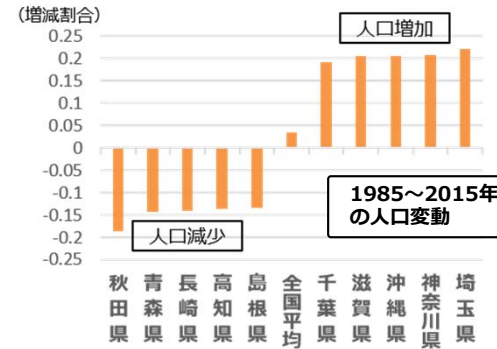
〔人・農地プラン、農地集積、集落営農、新規就農、移住促進、事業継承、資金調達 等〕

② ①を支え又は補完する**仕組み**を整える

〔労働力調整、働き方改革、技術導入、サービス事業体、農作業受委託 等〕

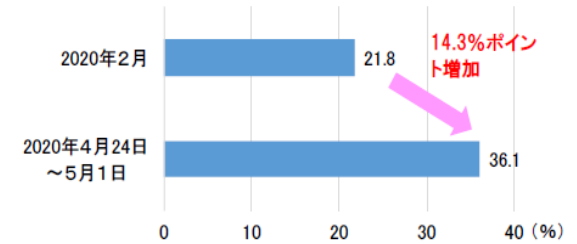
③ 農山漁村での**所得と雇用機会の確保**、多様な農地利用等を促進する

地方では人口が減少し、今後本格化していくことが不可避

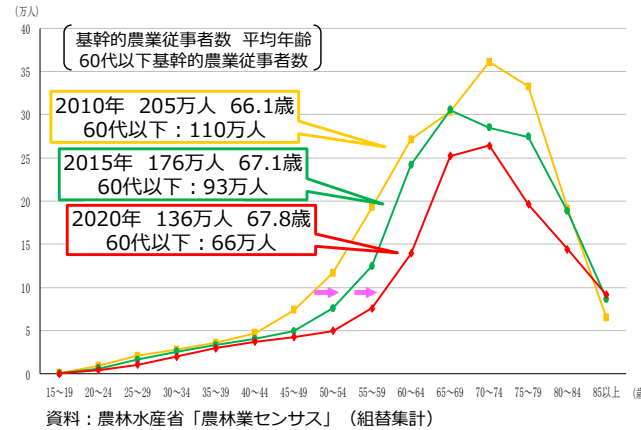


地方移住への関心の高まり

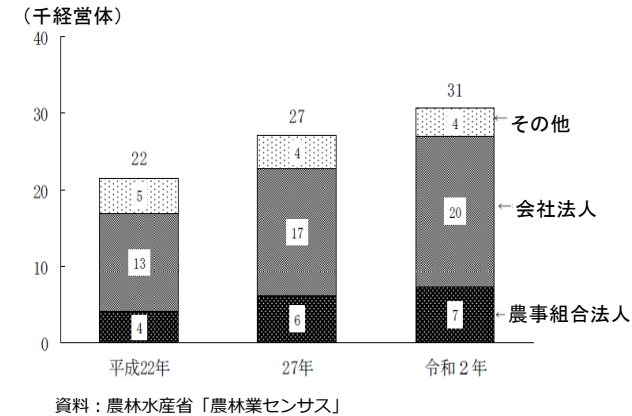
20代のU・Iターンや地方での転職希望
～2月と比べて地方での転職希望者が増加～



基幹的農業従事者の減少と高齢化が進展



法人化している農業経営体数の増加



スマート農業の進展とサービス事業体の増加

サービス事業体による農作業受託(ピンポイント農薬散布)や
農機シェアリング



労働力調整
(他産地連携)



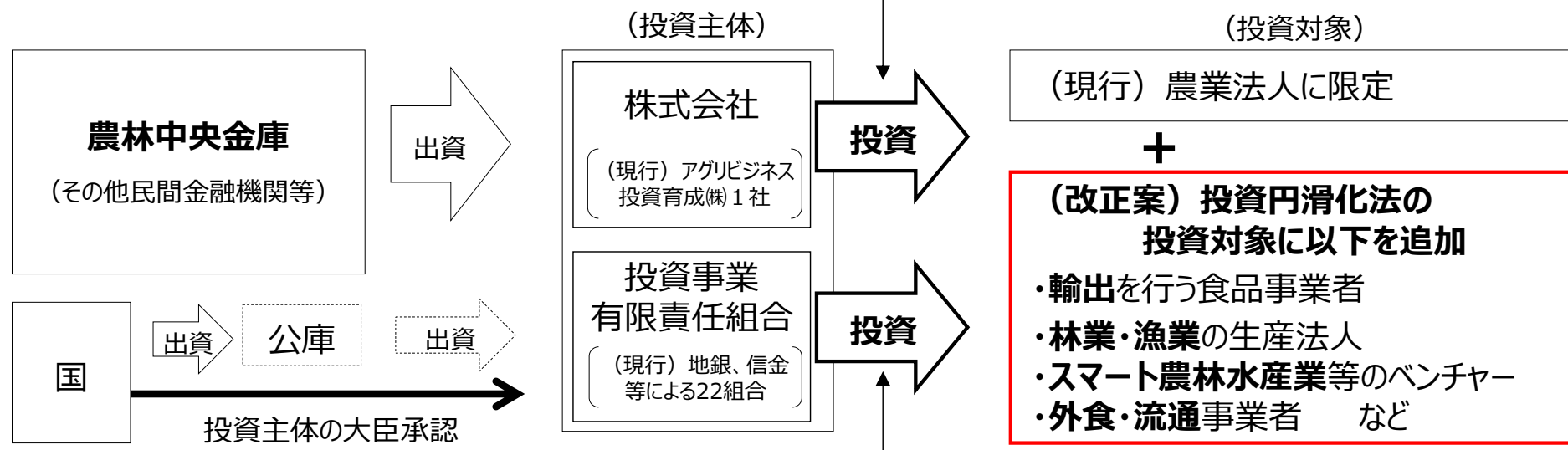
- 農林水産物・食品の輸出拡大には、マーケットインの発想で海外のニーズに対応する生産を確立するため、試行錯誤が必要。また、生産・加工・流通段階での設備投資が必要。
- スマート農業等の次世代の農業発展を担うベンチャービジネスが世界的に発生
- コロナの影響で資金調達が困難となる一方、生活様式の変化に対応した新たな資金需要も発生

- リスクを取って新たな取組にチャレンジする事業者であり、十分な資本装備が必要
- 農林水産業については、投資の回収までの期間が長く、通常の民間ファンドの対象になりにくい
- 政府主導で設立したA-FIVEについては、事業の見通しの甘さがあり運営にも問題

農林中央金庫をはじめとする民間主体による、リスクマネーの供給体制の整備が必要

改正後の仕組み（イメージ）

農林中央金庫の子会社が投資を行う場合の議決権保有の比率・期間の柔軟化 ※1



投資事業有限責任組合が行う投資に関する特例措置 ※2

※1 農林中金（その子会社を含む）が一般の事業会社に出資する場合、議決権の保有比率を原則10%までとする制限がある。また、一定の場合には、10%超の議決権を取得することは例外として認められているが、保有期間に上限（10年等）がある。なお、現状のアグリ社は農林中央金庫の子会社とはなっていない。

※2 投資事業有限責任組合が行う海外投資については、外国法人に対する投資額は全体の50%未満までとする制限がある。

- 昨年6月の規制改革実施計画において、**畜舎を建築基準法の適用対象から除外する特別法**について検討するとされたことを受け、本年2月に「新たな畜舎建築基準等の在り方に関する検討委員会」を立ち上げ、**5月に中間取りまとめを実施**。
- さらに、本年7月の規制改革実施計画においては、「**中間取りまとめ**」の内容を実現するため、**所要の法律案を整備（令和3年上期）**することとされたところ。

中間取りまとめの概要

- 新制度は国際競争力強化に向けて畜産振興及び建築・経営コスト削減の観点から位置付け、一定の安全性を確保した上で**建築基準法の特例として措置**。
- 新築・増改築の際に、**畜産農家が、「新制度による基準」又は「建築基準法による従来の基準」を選択可能**。

○ 新制度による基準等

（対象）**市街化区域と用途地域等を除いた地域**に建築士の設計に基づき建築される**平屋の畜舎及びその関連施設（たい肥舎及び搾乳施設）**

（手続）・畜産農家が作成した畜舎の利用に関する計画及び設計に関する計画について、内容がソフト基準及びハード基準を満たしているか、行政が確認
・**ハード基準の確認手続について、一定の基準を満たすものは除外**するなど手続等の簡素化
（確認が不要となる面積（建築基準法では木造500㎡、その他200㎡）の大幅な引上げ）

（基準）畜産農家が下記の**【A基準】又は【B基準】のどちらかを選択できる仕組み**

		【A基準】	【B基準】
ソフト基準 (利用上の基準)	畜産振興の観点	・作業効率化に関する計画 ・作業人員の減少の見込み 等	同左
	安全面の観点	B基準より簡易な基準 ・滞在密度の規制 ・避難経路の確保 等	A基準より高度な基準 ・作業効率化による畜舎内滞在時間の削減等を十分加味した滞在密度の規制 ・避難手順の明確化等の確実な避難経路の確保 ・避難に時間がかかる場合の避難スペースの確保 等
ハード基準 (構造上の基準)		建築基準法に準じたハード基準（※1、2） ※1：当初は現行と同程度のもの（震度6強から7に達する程度の地震では倒壊しない基準を想定） ※2：今後、技術的な検討（実物実験等）を踏まえた上で緩和を検討	緩和されたハード基準（※3） ※3：例えば、震度5強程度の地震では倒壊しないが、震度6強から7に達する程度の地震では倒壊するおそれを否定できない基準を想定

森林吸収源対策の継続・強化に向けた間伐等特措法の対応方針（参考3）

現状・課題

- 我が国は、京都議定書の森林吸収量目標を達成するため、平成20年に森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等特措法）を制定し、令和2（2020）年度までに実施される間伐等の森林吸収源対策を推進してきたところ。
- パリ協定に基づく我が国の森林吸収量目標（令和12年（2030）年度に2.0%削減）の達成に向け、引き続き、間伐、再造林等の森林整備の推進が必要。
- 人工林の高齢級化に伴って森林吸収量は長期的に減少傾向にあるが、その減少を抑え、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、エリートツリーを活用した再造林を促進し、CO2をより多く吸収する森林に若返らせることが重要。

対応方針

1. 現行法による支援措置の延長

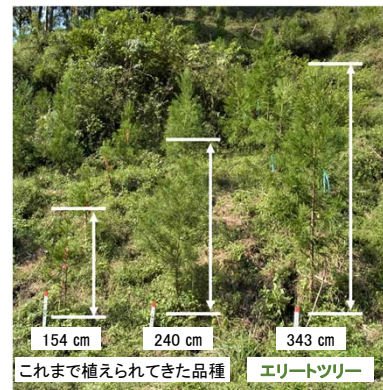
間伐等特措法に基づく以下の支援措置の期限を令和12（2030）年度まで10年間延長。

- ① 間伐、再造林等を促進するための市町村への交付金、地方債の起債の特例等
- ② 成長に優れた苗木（エリートツリー）の母樹（特定母樹）の増殖に係る金融特例等

2. 再造林を促進する措置の創設

成長に優れたエリートツリーの生産が徐々に本格化していることから、自然的社会的条件からみて植栽に適した地域を指定し、こうした地域において植栽を実施しようとする林業事業体等を支援する仕組みを創設。

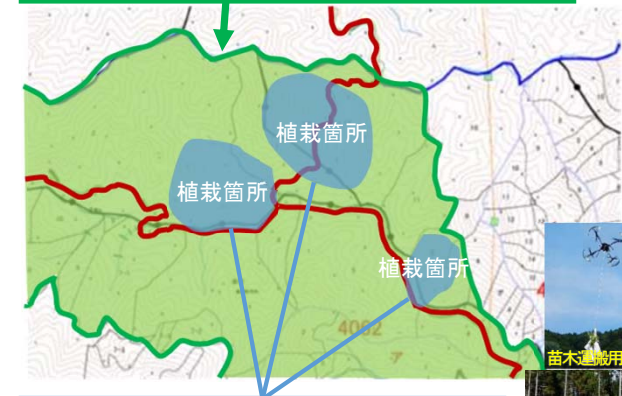
■ エリートツリーの成長（植栽後3年の比較）



＜新たな地域指定と事業計画のイメージ＞

■ 地域の指定

自然的・社会的条件の良い（森林の土地の生産力が高い、林道からの距離が近い等）森林を一体的に指定。



■ 事業計画

事業計画に基づく金融面での特例措置により、林業機械の導入等による効率的な再造林を支援。



第2回新農林水産省生物多様性戦略検討会 議事概要

I 開催日時 令和2年10月19日（月）14時～17時

II 開催場所 NTTデータ経営研究所（Web会議併用）

III 検討会委員

- 涌井 史郎 東京都市大学 特別教授
- 橋本 禅 東京大学大学院農学生命科学研究科（東京大学未来ビジョン研究センター兼任） 准教授
- 栗野 美佳子 一般社団法人SusCon 代表理事
- 井村 辰二郎 公益社団法人 日本農業法人協会 副会長、有機栽培農家
- 大津 愛梨 O2Farm 6次化担当、NPO法人田舎のヒロインズ理事長
- 大場 あい 毎日新聞 科学環境部 記者
- 岡部 貴美子 国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林総合研究所 生物多様性研究拠点 拠点長
- 河口 真理子 不二製油グループ本社株式会社 CEO 補佐（ESG・市場価値創造担当）
立教大学 21世紀社会デザイン研究科 特任教授
- 菊池 紳 いきもの株式会社 創業者・代表取締役
- 西野 司 一般社団法人 全国農業協同組合中央会 農政部部長
- 二村 睦子 日本生活協同組合連合会 執行役員 組織推進本部 本部長
- 松原 稔 りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部長
- 森井 茂夫 日本水産株式会社 CSR部 部長

計13名 ●座長、○副座長

IV 資料

- 資料1 議事次第
- 資料2 検討会委員名簿
- 資料3 第2回検討会事務局説明資料
- 参考資料1_愛知目標の達成に向けた取組状況および今後の課題等
- 参考資料2_生物多様性条約第6回国別報告書_関連指標群
- 参考資料3_第1回検討会の議事概要

V 議事次第

1. 開会挨拶
2. 次期戦略の改定方針案と本文案について
 - (1) 本文作成の前提となる論点
 - (2) 次期戦略改定の方向性
 - 全体構成
 - 改定の方向性
 - (3) 次期戦略本文案
 - I. まえがき

II. 現状と課題

III. 2030 ビジョンと基本方針

3. 連絡事項等

4. 閉会挨拶

VI 委員からの意見

議事次第の「2. 次期戦略の改定方針案と本文案について」の
 (1) 本文作成の前提となる論点、(2) 次期戦略改定の方向性、および (3) 次期戦略
 本文案の「I. まえがき」について (資料3の1p～6p、9p～16p)

【I. まえがきの構成と論点の優先順位について】

- ・ 生物多様性における農林水産業の役割よりも、農林水産業を支えている生物多様性や生態系サービスの重要性を先に記載すべき。農林水産業は生物多様性を基盤にしており、農山漁村という場やそこから生み出される生態系サービスがあってこそ農林水産業が成り立つ。(栗野委員、菊池委員、大津委員、岡部委員)
- ・ 消費者に理解してもらうためには、生物多様性に資する農林水産業という産業の重要性をしっかりと伝えた上で、経済やサプライチェーンの話にもっていかないと、農林水産業の生物多様性への影響や関わりが見えづらいと思う。(井村委員)
- ・ II. 課題と対応の「(1) 生物多様性から得られる農林水産業への恵み」の内容をI. はじめの方にも入れてはどうか。(岡部委員)
- ・ 「(1) 本文作成の前提となる論点」で説明された論点(生物多様性に対する理解が浸透していない、その背景に大変な危機的状況がある)をまえがきに記載した方がいい。(大場委員)
- ・ 12p 気候変動について、持続可能な生産によって気候変動の緩和に寄与するということもあるので、そうした双方の関係性を理解できる記載にすべき。(大場委員)

【生物多様性に対する危機感の投影と国家戦略とのすみわけ】

- ・ 生物多様性が崩壊しかねないという切迫感や危機感を記載すべき。(栗野委員、河口委員)
- ・ 生物多様性が崩壊したときに、日本の農林水産業は維持しうるのかという、農林水産業自身のレジリエンスやリスクマネジメントの視点が抜けていると感じる。(栗野委員)
- ・ 日本国内と世界全体では状況が異なると思うが、多くのものを輸入に頼っている日本は、「農林水産業による負の影響で生物多様性が大きく損失しており危機的な状況である」という、欧米の議論でみられる切迫感のあるトーンをもっと考慮すべき。「(2) 農林水産業による生物多様性の正の影響と負の影響」についても同様。(河口委員)
- ・ 今、検討が進められている次期国家戦略との兼ね合いもあると思うが、生物多様性に対する危機感について、国家戦略に任せずに農林水産省としての危機意識をもう少し記載

すべき。(涌井座長)

- ・ 次期国家戦略の研究会は、この検討会のように文言を議論しているのではなく、有識者からの意見を今後の検討材料として聞いている段階であり、どう整合させるかは次のプロセスになる。(橋本副座長)

【その他】

- ・ 生物多様性、生態系サービスというワードでは、一般の方に理解してもらうのは難しいので、送粉サービスが食料生産に不可欠など、農林水産業にとっての生物多様性の重要性を伝えるための具体例が必要。また、農林水産業は国民に供給サービスだけでなく、暮らしに不可欠な多面的機能を提供しているということもきちんと書くべき。(橋本副座長)
- ・ 生態系サービスの重要性は農山漁村というスケール感の話ではなく、もう少し幅広くとらえるべきもの。ポリネーター(花粉媒介者)の減少が大きな問題になり、イギリスの金融機関である HSBC が専門のアセットマネジメント会社を買収したというくらい、農業という巨大ビジネスを支える生物多様性の低下が非常に懸念されており、自分が作業部会に関わっている TNFD においても、しばしば話題に上る。(栗野委員)

【まとめ】

- ・ 農林水産省の生物多様性戦略の役割を整理し、国家戦略との違いを明確に示したうえで書くべき。(涌井座長)
- ・ 国内と世界の生物多様性の情勢に違いがあることで、整理に苦労していると思われる。世界的には、社会変革が必要だということが基本的なメッセージであり、GB05でも8つの領域において大きな移行が必要だと書かれている。他方、全てが日本国内に当てはまるわけではなく、生物多様性の劣化の状況も異なる。

対応としては、まえがきの最初に、世界的な状況を短めに書いて、その後、他方日本国内ではという形で書くと、世界的な危機感は強調できるし、次期国家戦略のトーンとも整合していくと思われる。

本戦略案に抜けているのは、社会変革を明示に書くかどうかというところ。まず、世界の状況があって、今この農林水産省の戦略の改定をしていること。次に、日本における生物多様性と農林水産業の関係がどうあって、その何が危機的なのかということを今の文章を修文する形で書いていって、リスク管理の必要性も、その後段ぐらいに挿入するという形で修正すれば、皆さんのご意見を反映した文章になると理解した(橋本副座長)。

議事次第の「2. 次期戦略の改定方針案と本文案について」の
(3) 次期戦略本文案の「Ⅱ. 現状と課題」について(資料3の7p、17p～21p)

【構成について】

- ・ 国際的なリーディングカンパニーが重視している視点はきちんと書かれていると思うが、(3)に記載されているの生物多様性や生態系サービスの重要性が冒頭に来るべきだと考える。海外の有識者と農業分野の議論をする際も、産業の基盤としての生態系サービスのサステナビリティから議論を始めることが多い。(菊池委員)

【強調すべき論点や優先課題について】

- ・ (2) 農林水産業による生物多様性の正の影響と負の影響について、日本国内と世界全体では状況が異なると思うが、多くのものを輸入に頼っている日本は、「農林水産業による負の影響で生物多様性が大きく損失しており危機的な状況である」という、より切迫感のある欧米の議論のトーンをもっと考慮すべき。(河口委員)
- ・ 中山間地や奥山などの条件不利地においては、担い手が減少する中で、小規模経営の方々が、兼業で農林水産業を行いながら、生業の中で地域の生物多様性ととともに暮らし、正の影響をもたらしている。このことを大事にした方がいい。(涌井座長、大津委員)
- ・ 農薬の使用量については、欧米では政府だけでなく農薬会社ですら削減を基本的に減らすという発言をしている。“適切な使用”よりも踏み込んだメッセージが必要。(河口委員)
- ・ 気候変動と生物多様性は表裏一体の関係であるため、2つは不可分な問題であり、この戦略では生物多様性サイドから考察をするというニュアンスにすべき。(河口委員)
- ・ 気候変動による気象災害が激甚化する中で、農山漁村が健康であることが国土保全や減災・防災に貢献しているという役割を強調すべき。(涌井委員)
- ・ 共通認識の醸成は重要だが、それだけに偏り過ぎず、農家が肥料や農薬を減らすメリットを示すことで動機付けを明確にするなど、各主体の“参加のデザイン”を設計することも課題であり、書くべきポイントである。(菊池委員)
- ・ 環境配慮をやるメリットよりやらないデメリットを強調すべき。(河口委員)
- ・ TEEB のデータなど、現状に関するデータを可能な限り示すべき。(栗野委員)
- ・ 生物多様性に負の影響を与える可能性のある政策や負の影響を回避するための政策について、既存の政策の洗い出しや取り組むべき課題を記載する必要がある。(栗野委員)
- ・ 一番優先すべきは農村の現場。人口減少や高齢化から生じる課題をカバーする方法を、現場の視点からバックキャストिंगして示すべき。(大津委員)
- ・ 生産者は消費者から求められるものを作る。消費者の行動変容にとって重要な“食育”を記載して欲しい。また生産現場での地道な取組も取り上げて欲しい。(西野委員)

【その他】

- ・ 品種改良により、日本ではコメの多様性が増えている一方で、世界的には品種の画一化が進んでいるなど、具体例を示すと読み手に伝わりやすい。(橋本副座長)
- ・ 不適切な養殖、不適切な農薬・肥料の使用という表現については、何がどう不適切なのかという内容が分かるようにして欲しい。(森井委員、井村委員)

- ・（２）農林水産業による生物多様性の正の影響と負の影響について、食品ロス削減は消費行動の問題であって、農林水産業の負の影響ではないと思うので、記載箇所の変更など、タイトルとの整合性を取るべき。（岡部委員）
- ・ 食料・農業・農村基本計画では、大規模企業経営とともに、地域を支えている家族的な経営も両方支えていくと書かれている。生物多様性により大きな影響があるのは川上である中山間地域であると考えられるが、農薬や肥料の使い方については、大規模経営の方がコスト削減の観点から、効率化や付加価値化が進んでいると感じる。（井村委員）

【まとめ】

- ・ 課題と基本方針を対応させながら、今の文言を修正していく方向でよい。頂いた意見の内容はほぼ文章に記載されていると考えており、強調すべき点を追加したり、分かりやすくしたりすることで対応できると考えられる。（橋本副座長）
- ・ 委員の意見を整理し、現状と課題を分析して修文する。また、具体例をコラム形式で記載したり、絵を用いたりして、読みやすく可視化する。（涌井座長）

議事次第の「２．次期戦略の改定方針案と本文案について」の
（３）次期戦略本文案の「Ⅲ．2030 ビジョンと基本方針」について（資料３の 8p、22p～24p）

【2030 ビジョンについて】

- ・ 「農林水産省環境政策の基本方針」と同じに見えるので、より生物多様性を感じられる記載になるようにして欲しい。（井村委員）
- ・ 基本方針からビジョンにつながる関係性や 2030 年までに達成すべき状態が不明確。（栗野委員）
- ・ 国土が生物多様性を生み出し、適地が農山漁村になっている。自然と共生する知恵を再認識し、日本の国土を守って恵みを得られるようにするというような表現が良い。（河口委員）
- ・ 農家現場の立場としては、せっかく農林水産省のビジョンなので、「農林水産業者が日本や世界の生物多様性の保全や回復に貢献できて、それを当たり前のことにできる社会」というふうにしたい。農林水産業の現場の人たちは、世界規模の環境に貢献したいと願っているが、労働力の低下、少子高齢化、経済性などもあり行動に移すのが難しいので、自分たちを勇気づけてくれるようなビジョンであって欲しい。（大津委員、涌井座長）

【基本方針において強調すべき論点や優先課題について】

（金融の役割）

- ・ 世界の金融機関の間では生物多様性の損失は臨界点を超過していると認識されており、金融からグリーンリカバリーやグリーン化をしていく動きが進んでいる。こうした観点から、環境と経済の好循環の実現において、サプライチェーンにおける金融の果たす役割は

とても大きい（基本方針②、⑥）。（松原委員）

- ・ 7月から TNFD（生物多様性版 TCFD）という枠組がスタートしており、COP15でタスクフォースを設立するという話がある。自然資本に関連するリスクと機会が財務に及ぼす影響をどのように評価して、どのように参画をしていくかということが重要。（松原委員）
- ・ 地銀や信金などの地方金融機関が事業を持続的に行うためにローカリティを明確にしていくという認識が浸透してきており、生物多様性に関する金融サービスも出てきている。金融機関の機能や役割を記述することが大事。（涌井座長）

（都市農業や農業の体験の役割）

- ・ 都市農業や農業の体験の役割についても記載して欲しい。少しでも自分で作れば、感謝の気持ちや色々な気付きも生まれると思う。（河口委員）
- ・ 2022年に生産緑地法のモラトリアムが解ける。後継の制度はできており特定生産緑地という形で移行しつつある。都市農業振興基本法もあるので、都市農地については記載可能。特に日本は都市内に農地が比較的多く残っている。食料供給だけでなく学びや交流の場を提供するということで世界的にも注目されている。（涌井座長、橋本副座長）
- ・ 自分で生産してみると、天敵や送粉といった生態系サービスに気づき、地方の担い手が生物多様性を保全してくれているからこそ、都市でもそれを利用できると分かると思う。そうしたこともうまく記述して欲しい。（岡部委員）

（食に限定しない記載をする）

- ・ 「2. 基本方針（2）サプライチェーン全体で取り組む」のところで、“食に関する”となっているので、“食に関する環境問題、森林減少問題”として欲しい。世界の人口の食の需要を満たしつつ森林を保全する難しさが明らかになってきており、森林は生物多様性で扱われることが通常。TNFD の議論でも森林は確実に入ってくる。（栗野委員）
- ・ 農業だけでなく、林業、水産業もカバーできるか書きぶりをする。（涌井座長）

（コロナ禍の受け止め方）

- ・ ワークーションやリモートワークにより農村に新たに人が来ることはメリットもあるがデメリットもある。ウイルスを持ち込まれる可能性だけでなく、農村文化やルールを尊重せず、農林漁業者が維持してきた自然の恵みを享受するだけの人たちが入ってくることになりかねない。グリーンツーリズムについても同じことが言える。生物多様性を保全するためのコミットが当たり前になって欲しいし、そうしたことも含められると良い。（大津委員）
- ・ まだコロナ禍の真ただ中であり、2030ビジョンに結び付けるのは難しいが、農山漁村がこの状況をどう受け止めていくのかと言うことは考えておいた方がいい。（涌井座長）

(その他)

- ・ モザイク状の農林水産空間では災害と恵みが背中合わせにある。このような国土においては、専業や兼業など多様な生産形態を寛容に維持し、それぞれが必要な役割を果たしていくことがレジリエンスな社会のために大切だということを記載して欲しい。(涌井座長)
- ・ スマート農業についても書いて欲しい。(涌井委員)
- ・ 今の日本人の生活が国産だけでは成り立たず、海外の産物に依存していることから、日本人の消費生活や行動が熱帯雨林の減少などのグローバルな課題と関係しているということをもう少し書き込んで欲しい。(二村委員)
- ・ “消費者の理解を促進する”というのは受け身に感じる。消費者も重要なキープレイヤーとして参加してもらう必要があるため、そういう位置づけをする書きぶりにすべき。(二村委員)
- ・ この戦略として、SDGs の17の課題など、環境を超えた地域規模課題に貢献することも含めるのかを明確にしてはどうか。(大場委員)
- ・ この戦略を達成するために、私たち農業者や、林業者、水産業者が何をすべきか、どう変わっていく必要があるのかを具体的に書いて欲しい。(井村委員)
- ・ 生物多様性や生態系サービスに対して、管理や増大という用語はなじまないため、保全、修復、改善等にすべき。(岡部委員)

本日のまとめと今後の進め方

- ・ 必要な情報は満遍なくたたき台の中に入っていると思うので、生物多様性という観点に立ってもう一度編集していくことが大事。(涌井座長)
- ・ 農水省として、国家戦略との役割の違いを踏まえて、優先課題をどうするのかを検討しながら修文する。(涌井座長)
- ・ 文章がきれいにまとまり過ぎていて論点が分かりづらいということや、全体的に抑制的すぎるのでもう少しリスクを明示的に記載すべきということを指摘として頂いた。本日頂いた意見について、各委員とも専門分野があり知見もあると思うので、参照すべきデータや資料を挙げていただき、皆さんと一緒に作り上げていくというプロセスを持つと良いと思う。また、基本方針と現状と課題の対応関係を整理する必要がある。委員から頂いたコメントはおおむね文案に入っているので、タイトルとの整合性をとり、強調すべき点や具体的なデータを追記したりすれば良いかと思う。ビジョンについては今の34文字以内に入れて欲しいものを挙げてもらえると材料にできる。進め方も含めて委員からもご示唆いただきたい。(橋本副座長)
- ・ 修文について、委員からも具体的な提案があるとありがたいので意見をいただきたい。(涌井座長)